

6・3 貨物の安全な積み付けおよび運送

6・3・1 危険物の運送

国際航海における危険品の海上輸送について、固体ばら積み貨物については国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBC コード)、個品危険物(コンテナ)については国際海上危険物規程(IMDG コード)、液体ばら積み貨物については危険化学品のばら積運送のための船舶の構造および設備に関する国際規則(IBC コード)に詳細な要件が規定されており、IMO 危険物・固体貨物小委員会(DSC)および、ばら積液体・気体貨物小委員会(BLG)(平成 26(2014)年より貨物運送小委員会(CCC)と汚染防止・対応小委員会(PPR)に再編)において、定期的な見直しが行われている。

1. IMDG コード(国際海上危険物規定)改正の検討

同コードは、危険物運送の実態等に対応して 2 年毎に改正が行われている。

次回第 37 回改正は平成 27(2015)年 1 月 1 日より任意適用され、平成 28(2016)年 1 月 1 日に発効予定(国内法である危規則の改正は、IMO 推奨の通りコード発効の 1 年前、平成 27(2015)年 1 月施行が予定されている)。

2. IMSBC コード(国際海上固体ばら積み貨物規則)改正

(1) 背景・経緯

同コードは、固体ばら積み貨物輸送時の危険性を踏まえ、より安全な海上輸送を目的に、BC コードから名称を変更し、平成 23(2011)年 1 月 1 日に強制化された。発効時、176 種類の貨物について個別スケジュールが採用され、これらの貨物については輸送要件が定められているが、まだ多数の貨物の個別スケジュールが未採用である。未採用の貨物を運送するには、積み地主管庁の承認が必要であることから、今次会合に向け、個々の固体ばら積み貨物に掛かる詳細要件についての提案がわが国を中心に多数出された。特に、ニッケル鉱、鉄鉱粉などの液状化する恐れのある貨物を安全に輸送するため、水分値情報や水分値計測の手順等について、より正確性を増すように継続して検討が行われている。

(2) 審議結果

平成 25(2013)年 6 月の第 92 回 IMO 海上安全委員会(MSC92)において、液状化するおそれのある貨物の取り扱いに関する IMSBC コードの改正、固体化学物質の分類及び判定基準等の新設、付録 1 への新たな貨物の追加及び修正が採択された(平成 27(2015)年 1 月 1 日発効予定)。

平成 25(2013)年 9 月の DSC18 において、液状化が原因と考えられる事故が発生した鉄鉱粉について、運送許容水分値(TML)を決定するための新試験方法並びに鉄鉱粉の新規個別運送要件案及び鉄鉱石の個別運送要件の修正案が合意され、IMSBC コードの修正案を作成、DSC サーキュラーが回章される事になった。

また、我が国が安全性評価を行った、コード附録のリストに掲載されていない 6 種類の固体ばら積み貨物について提案を行い、「化学石膏」については次回の編集技術グループにおいて個別スケジュール案を最終化する事が合意されたが、「鉄鋼スラグ及びその混合物」「鉄鋼

スケール」「マンガン系合金鉄スラグ」「非鉄スラグ」「クリンカアッシュ」については継続審議となった。

6・3・2 コンテナの損失防止策に係る SOLAS 条約改正

1. 背景・経緯

海上コンテナ総重量の誤申告が原因とされるコンテナ損失事故の防止策の検討において、船積み前のコンテナ実重量の確実な証明行為が行われるよう海上人命安全条約(SOLAS 条約)の改正が提案され、メールベースで議論するコレスポнденスグループ(CG)で検討されてきた。

2. 審議結果

CG 提案の貨物を収納したコンテナ個々の重量を計測する方法、及び、収納された個々の貨物等の重量と空コンテナの重量の合算により重量を証明する提案が各国から支持され、コンテナ重量の計測手順や重量証明の手順の詳細基準を定めるガイドライン案も合意され、平成 26(2014)年 5 月の MSC93 に報告される事になった(その後、上記は MSC93 で承認され、11 月の MSC94 で採択、平成 28(2016)年 1 月発効する予定)。